

本号で公布された条例のあらまし

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（食品安全課）

一 趣旨

食品衛生法等の一部改正に伴い、公衆衛生上必要な措置に関する基準を改める等するための改正

二 内容

- (一) 公衆衛生上必要な措置に関する基準の削除
- (二) 条項ずれ修正のための改正
- (三) 文言表記整理のための改正

三 施行期日

令和二年六月一日

ただし、(二)については、令和三年六月一日から施行する。(一)の適用については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。